

営業所等設置・変更・廃止届出書

処 理 事 項 ※	登 録	検 索 簿	処 理 番 号
令和 5 年 12 月 1 日 (提出年月日)			
大阪府なにわ北府税事務所長 様			
所在地	大阪市北区〇〇町〇丁目〇番〇号		
名称	株式会社 〇〇銀行		
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇		
法人番号	000000000000		
地方税法第24条第8項に規定する営業所等について 設置した 変更を生じた 廃止した 大阪府税条例 第37条の7第1項 第37条の7第2項の規定により、次のとおり届け出ます。			
届 出 事 由	<input checked="" type="radio"/> 1 新設 2 異動 3 廃止 4 利子等の種類の変更		
新 設 等 年 月 日	令和 6 年 2 月 13 日	異動事項	
営 業 所 等	所 在 地	大阪市北区〇〇町〇丁目〇番〇号 (電話 06 - 0000 - 0000)	
	店 舗 名	株式会社 〇〇銀行 〇〇支店	
	特 別 徴 収 義 務 者 番 号	〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇	
利 子 等 に 係 る 納 入 方 法	<input checked="" type="radio"/> 1 営業所ごとに納入する場合の利子等の種類	<input checked="" type="radio"/> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	
	2 本店等が一括納入する場合の利子等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	
	3 一括納入する場合の本店等	所 在 地	(電話)
	店 舗 名		
	特 別 徴 収 義 務 者 番 号	〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇	
備 考			

提出年月日

(提出用)

初回利払(予定)日を記入

記入不要

【特別徴収義務者番号】
 統一金融機関番号が付番されている金融機関等にあつては、統一金融機関番号4桁、統一店番号3桁を記入してください。
 証券会社にあつては、「金融機関の営業所等の届出書」に記載する業界コードの証券会社番号4桁と証券会社店舗番号3桁を記入してください。
 それ以外の法人については、記入不要です(大阪府にて付番します)。

【利子の種類】
 該当する利子等の種類を○で囲んでください。

【納入方法】
 営業所ごとにそれぞれ納入する場合は「1」を、本店等が府内の複数の営業所等分を一括して納入する場合は「2」を○で囲み、「3」に一括納入する本店等の所在地等を記入してください。

注意: 「利子等の種類・納入方法」欄の利子等の種類については、次により選択し、当該欄の該当番号を○で囲んでください。

- | | | |
|-------------------------------|-------------------------------------|------------------------|
| 1 特定公社債以外の公社債の利子 | 8 国外一般公社債等の利子等 | 14 定期積金の給付補てん金 |
| 2 銀行預金利子 | 9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益 | 15 掛金の給付補てん金 |
| 3 銀行以外の金融機関の預貯金 | 10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 | 16 抵当証券の利息 |
| 4 勤務先預金等の利子 | 11 特定目的信託の社会的受益証券の収益の分配に
公募以外のもの | 17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益 |
| 5 合同運用信託の収益の分配 | 12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配 | 18 外貨建預貯金等の為替差益 |
| 6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配 | 13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 | 19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益 |
| 7 郵便貯金利子 | | |